

# 第51回鹿児島県水産物品評会

## 募 集 要 領

県漁業振興大会実行委員会水産物品評会事務局  
(鹿児島県商工労働水産部水産振興課)

# 「第57回農林水産祭参加」 鹿児島県漁業振興大会第51回水産物品評会

## 目的

県内の優れた水産加工品を一堂に集め、品評会を開催することにより、水産加工業関係者の生産及び技術改善の意欲増進並びに品質の向上に資するとともに、消費流通の改善を図り、水産加工業の健全な発展を促進し、併せて消費者の水産加工品に対する認識を深める。

## 開催日

平成 29 年 10 月 18 日（水）

## 会場

鹿児島県水産技術開発センター  
（指宿市岩本字高田上160-10）

## 1 出品方法

### （1）出品者

県内の水産加工業者及びその団体

### （2）出品物の範囲

番号	分類	加工品
①	節類	鰹節、さば節、削り節、出汁パック、なまり節等
②	煮干、塩干類	素干し、煮干し、塩干し、調味干し、焼き干し等
③	珍味類	塩辛類、漬物類、佃煮類、調味加工品、燻製類、寒天類、焼き海苔類
④	練り製品	さつま揚げ、すり身等
⑤	調理加工品・その他	調理食品（ハンバーグ類、フライ類、照り焼き等）、缶詰、レトルト、その他①～④に分類されないもの

※注意：従来と分類が変更になっております。

①～⑤には、それぞれの冷凍品も含まれます。

### （3）出品数

出品数の制限はありませんので、出来るだけ多数の出品をお願いします。

数量は、同一規格のものを2点以上（展示用及び試食用）をお願いします。

なお、販売時のサイズ（例：L、Mサイズ）が異なるものを出品する場合は、それぞれを出品数としてカウントしてください。

### （4）出品規格

特に基準は設けませんが、次の事項に考慮してください。

- ① 試作品は対象外です。  
出品者が、商品として継続的に生産・販売しているものに限り  
（出品者と生産者が異なる場合は、連名により申し込む必要があります。）
- ② 出品者が、通常販売する一定規格のものであること。  
（内容量が一定でないものについては、箱、または袋に詰めること）
- ③ 食品基準法に基づく品質の表示を行うこと。

(5) 出品申込

所定の申込書(第1号様式)により申し込んでください。

(6) 申込期限

平成29年10月4日(水)

(7) 出品物の搬入等について

① 搬入期日及び時間	② 搬入場所
平成29年10月18日 午前10時～正午	鹿児島県水産技術開発センター 品評会審査会会場  〒891-0315 指宿市岩本字高田上160番10号 TEL:0993-27-9200

③ 出品上の注意

- 所定の出品目録(第2号様式)を添付し、出品物ごとに品名を明示してください。
- ①の搬入時間までに搬入が困難な場合は、搬入期日の前日までに届くように配慮してください。
- ①の期日及び時間以降は、審査の対象としません。
- 出品に係る費用については、すべて出品者の負担となります。
- 出品物については、原則、返品しません。  
返品が必要な場合は、出品者において搬出してください。

## (8) その他

### ① 出品物の調理（焼く、揚げる等）について

原則として、審査会場のスタッフにて行います。  
調理方法の特別な指示については、スタッフへお伝えいただくか、または、調理済みのものをご準備ください。

### ② 出品物の展示について

出品者自身による展示も可能です。  
ただし、出品数が多く、スペースに限りがありますので、華やかな装飾等は、控えていただき、場合によっては調整をさせていただきます。  
商品概要が分かるチラシやパネル等（最大A4サイズ程度）は展示しても構いません。

### ③ 商品の説明について

出品者による商品説明は、特に必要ありません。  
希望される方は、審査委員の求めに応じて御説明ください。  
ただし、説明については、部門別審査までとし、合同審査以降は、会場から退出していただきます。

## 2 審査について

- (1) 学識経験者、業界団体、消費者、販売・流通関係者、水産団体等の各分野から、計16名の審査員を選任します。
- (2) 各部門ごとに審査を行った後、各部門の優良出品物の中から、合同審査において受賞品目を決定します。  
【審査項目】  
①原材料、②品質、③加工技術、④商品価値
- (3) 審査終了は、当日の午後5時を予定しております。審査結果については、当日中に各報道機関等へお知らせします。  
上位入賞者（農林水産大臣賞、水産庁長官賞、鹿児島県知事賞）については、当日5～6時頃に出品者あて電話連絡しますので、出品申込書には必ず連絡が取れる電話番号を記載してください。その他の入賞者については、翌日以降に電話連絡いたします。入賞者のみへの連絡となりますので、あらかじめ御了承ください。
- (4) 商標権等の知的財産権に関する問題等が生じた商品は、入賞を取り消す場合がありますので、ご注意ください。

### 3 表彰内容

農林水産大臣賞（1点：賞状及び記念品）※表彰後、天皇杯等審査へ上申  
水産庁長官賞（3点：賞状及び記念品）  
鹿児島県知事賞（5点：賞状及び記念品）  
県水産4団体長賞 ほか

### 4 表彰式

（表彰は上位入賞者に限ります。）

日 時 平成30年1月12日（金）（予定）  
場 所 かがしま県民交流センター（鹿児島市山下町14-50）

### 5 出品申込み及び問い合わせ先

鹿児島県水産振興課 水産流通対策係 担当 三角  
〒890-8577  
鹿児島市鴨池新町10番1号  
TEL：099-286-3435，FAX：099-286-5613  
E-mail：suiryu@pref.kagoshima.lg.jp



第50回水産物品評会 農林水産大臣賞受賞商品  
「まぐろ血合い肉さつま揚げ」

第1号様式

年 月 日

水産振興課長 殿

住 所  
ふりがな  
会社名等

担当者	
連絡先	

出 品 申 込 書

鹿児島県漁業振興大会水産物品評会開催要領により、下記のとおり出品します。

記

1 出品物(試作品は対象外で、販売品に限ります。)

区分 ※①	品 名 ※②	単 位	内 容 量	単価(円) ※税抜き	原料とする 主な 水産物名	こだわりポイント※③ (セールスポイント)

※① 区分欄は、以下の区分に該当する番号を記入してください。

- 1 節類(削り粉, 出汁, なまり節を含む)
- 2 煮干・塩干類(みりん干しを含む)
- 3 珍味類(漬け物・燻製・塩辛・佃煮・調味加工品)
- 4 ねり製品(冷凍すり身を含む)
- 5 調理加工品・その他(調理食品, 缶詰, レトルト等)

※② 販売時のサイズ(例:M,Lサイズ)が異なるものを出品する場合は、それぞれ記入してください。

※③ こだわりポイント欄には「原料」、「おいしさ」、「加工技術」、「安全性(衛生面)」などに対するこだわりを簡潔に記入してください。

2 出品物の一般消費者への販売の可否(いずれかに○をつけてください)

可 ・ 否

3 販売の方法(店頭販売のみ, 宅急便等で注文販売可能等具体的に記入してください。)

4 販売品について、出品物と内容等が異なる場合その内容

5 搬入方法

当日持ち込み ・ 郵送等 ・ 未定

# 記載例

平成29年9月29日

水産振興課長 殿

住 所 鹿児島市鴨池新町10-1  
 ふりがな かぶしきかいしゃ かごしますいさん  
 会社名等 株式会社 鹿児島水産

担当者	〇〇〇〇
連絡先	099-286-2111

## 出 品 申 込 書

鹿児島県漁業振興大会水産物品評会開催要領により、下記のとおり出品します。

記

1 出品物(試作品は対象外で、販売品に限ります。)

区分 *①	品 名 *②	単位	内容量	単価(円) *税抜き	原料とする 主な 水産物名	こだわりポイント*③ (セールスポイント)
3	お魚の生ハム	g	80	600	シイラ	地元で水揚げされる新鮮な魚を厳選し、上質な肉厚な部分だけを使用しています。
4	ぶりさつま揚げ *②	個	5	400	ぶり	端材を有効活用して製造しています。ぶりの旨味を生かした味付けにしました。
4	ぶりさつま揚げ (L) *②	個	10	800	ぶり	端材を有効活用して製造しています。ぶりの旨味を生かした味付けにしました。
5	サバの味噌煮	g	150	300	サバ	地元で水揚げされるサバと地元で製造される昔ながらの味噌を使い、懐かしい味に仕上げました。

\*① 区分欄は、以下の区分に該当する番号を記入してください。

- 1 節類(削り粉、出汁、なまり節を含む)
- 2 煮干・塩干類(みりん干しを含む)
- 3 珍味類(漬け物・燻製・塩辛・佃煮・調味加工品)
- 4 ねり製品(冷凍すり身を含む)
- 5 調理加工品・その他(調理食品、缶詰、レトルト等)

\*② 販売時のサイズ(例:M,Lサイズ)が異なるものを出品する場合は、それぞれ記入してください。

\*③ こだわりポイント欄には「原料」、「おいしさ」、「加工技術」、「安全性(衛生面)」などに対するこだわりを簡潔に記載してください。

2 出品物の一般消費者への販売の可否(いずれかに○をつけてください)

(可) ・ 否

3 販売の方法(店頭販売のみ、宅急便等で注文販売可能等具体的に記入してください。)

店頭販売：●▲スーパー(鹿児島市) または、通信販売(自社ホームページ)

4 販売品について、出品物と内容等が異なる場合その内容

5 搬入方法

(当日持ち込み) ・ 郵送等 ・ 未定

## 第2号様式

年 月 日

水産振興課長 殿

住 所  
ふりがな  
会社名等  
電 話

### 出 品 目 録

鹿児島県漁業振興大会水産物品評会開催要領により、下記のとおり搬入します。

記

区分	品 名	単 位	内容量	単価(円) ※税抜き	備 考

※ 区分欄は、以下の区分に該当する番号を記入してください。

- 1 節類(削り粉, 出汁, なまり節を含む)
- 2 煮干・塩干類(みりん干しを含む)
- 3 珍味類(漬け物・燻製・塩辛・佃煮・調味加工品)
- 4 ねり製品(冷凍すり身を含む)
- 5 調理加工品・その他(調理食品, 缶詰, レトルト等)

- (注1) 出品物は、当会場で整理しやすいよう品目別に出品者名を明記してください。  
また、正午前になると受付が混み合いますので、なるべく早めに搬入してください。
- (注2) 過去において農林水産大臣賞, 水産庁長官賞, 県知事賞, 水産団体賞を受賞した出品物については、備考欄に受賞年度等を記入してください。
- (注3) 食品表示法に基づく食品表示義務のある製品については、必ず表示を行うようにしてください。